

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

移転先21	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	母子保健法による養育医療の給付に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[C] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先22	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(育成医療)の支給に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[C] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先23	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター、子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ ① 市内連携システム ☐ ② 電子メール ☐ ③ フラッシュメモリ ☐ ④ その他 () ☐ ⑤ 専用線 ☐ ⑥ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ ⑦ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先24	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ ① 市内連携システム ☐ ② 電子メール ☐ ③ フラッシュメモリ ☐ ④ その他 () ☐ ⑤ 専用線 ☐ ⑥ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ ⑦ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先27	子ども・子育て支援部 子ども施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務、補助金申請者の状況把握
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ ① 庁内連携システム ☐ ② 電子メール ☐ ③ フラッシュメモリ ☐ ④ その他 () ☐ ⑤ 専用線 ☐ ⑥ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ ⑦ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先28	都市計画部 住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務(別表第一第19項)
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ ① 庁内連携システム ☐ ② 電子メール ☐ ③ フラッシュメモリ ☐ ④ その他 () ☐ ⑤ 専用線 ☐ ⑥ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ ⑦ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先29	都市計画部 住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務(別表第一第61項の2)
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ ① 市内連携システム ☐ ② 電子メール ☐ ③ フラッシュメモリ ☐ ④ その他 () ☐ ⑤ 専用線 ☐ ⑥ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ ⑦ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先30	都市計画部 住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区高齢者個室借上げ住宅条例による高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ ① 市内連携システム ☐ ② 電子メール ☐ ③ フラッシュメモリ ☐ ④ その他 () ☐ ⑤ 専用線 ☐ ⑥ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ ⑦ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先31	都市計画部 住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区シルバーピア条例によるシルバーピア(シルバーハイム八広)の管理に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ 戸内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先32	福祉保健部 障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	1 重度身体障害者(児)に対する住宅設備改善費助成金の交付に関する事務 2 重症心身障害児(者)介護者支援事業の利用者負担額の決定に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ 戸内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先37	都市計画部 防災まちづくり課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	コミュニティ住宅の管理に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先38	福祉保健部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ③介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先39	区民部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	国民年金法による年金の給付若しくは一時金の支給、裁定請求又は加入に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先40	福祉保健部 障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	身体障害者手帳の交付に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先41	福祉保健部 障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	①東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)第4条の受給資格の認定に関する事務 ②心身障害者福祉手当の受給資格の認定に関する事務 ③心身障害者自動車運転教習費補助金の交付に関する事務 ④心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成の決定に関する事務 ⑤身体障害者用自動車改造費助成金の交付に関する事務 ⑥重度心身障害者(児)紙おむつ等の支給の決定に関する事務 ⑦心身障害者理美容サービス事業に係る理美容券の交付に関する事務 ⑧ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成事業に係る助成の決定に関する事務 ⑨心身障害者福祉電話事業に係る福祉電話の貸与又は電話料金の助成の決定に関する事務 ⑩重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの利用の決定に関する事務 ⑪重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システムの利用の決定に関する事務 ⑫重度身体障害者等民間緊急通報システムの利用の決定に関する事務 ⑬特別永住者障害特別給付金の支給の決定に関する事務 ⑭中等度難聴児補聴器購入費助成金の交付に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () 他
⑦時期・頻度	随時

移転先44	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課、向島保健センター、本所保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[C] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先45	福祉保健部 保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	結核患者の医療費の助成に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[C] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先46	子ども・子育て支援部 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先47	子ども・子育て支援部 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先48	子ども・子育て支援部 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先49	子ども・子育て支援部 子ども施設課、子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先50	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区児童養育家庭ホームヘルプサービス事業要綱によるホームヘルパーの派遣に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先51	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区緊急一時保育実施要綱による緊急一時保育の実施に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先52	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区子育てひろば条例による保育室の利用に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先53	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	墨田区子どもショートステイ事業実施要綱による子どもショートステイ事業の利用に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	☐ C 片内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先54	福祉保健部保健衛生担当 保健計画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[C] 片内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先55	子ども・子育て支援部 子育て支援課、福祉保健部 厚生課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[C] 片内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時